

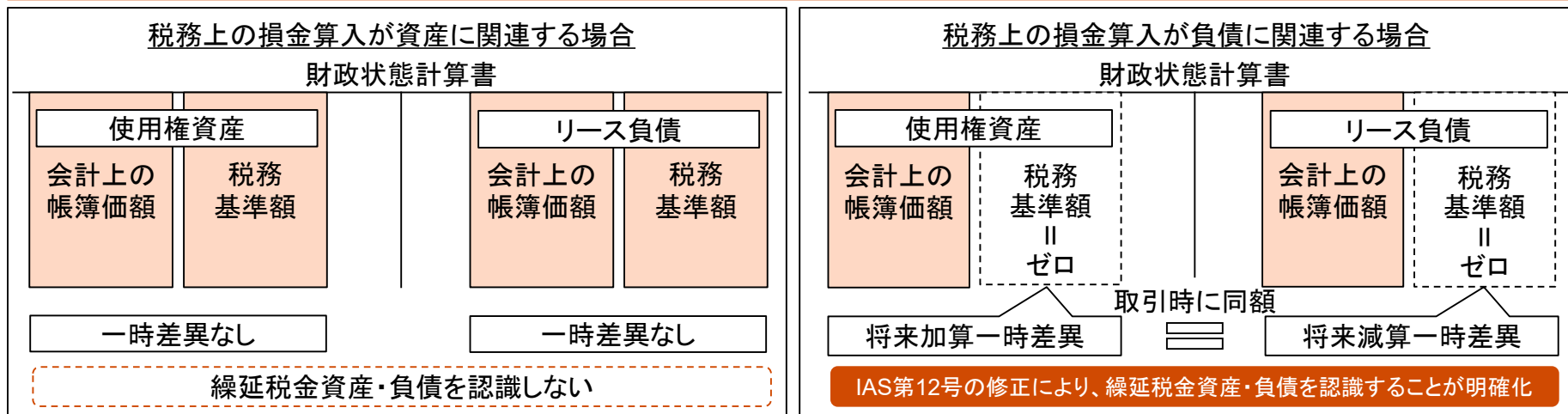
「単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金」 (IAS第12号「法人所得税」の修正)の公表

国際会計基準審議会 (IASB) は、2021年5月7日、企業が資産と負債の両方を認識する取引(リースや廃棄義務など)について、資産と負債の当初認識から生じる繰延税金を認識しない「当初認識の例外」が適用されるか明確化するため、IAS第12号の修正を公表しました。

本修正は、2023年1月1日以後開始する事業年度から適用されます(早期適用可能)。

■ IFRS第16号「リース」におけるリースの借手の場合

税務上の損金算入が資産と負債のどちらに関連するのかを判断



使用権資産の帳簿価額と同額で税務上の損金に算入され(リース負債に関連して税務上の損金に算入されない)、税務基準額は会計上の帳簿価額と一致

リース負債の帳簿価額と同額で税務上の損金に算入され(使用権資産に関連して税務上の損金に算入されない)、税務基準額はゼロ

公表された主な公開草案・アジェンダ決定

公開草案「経営者による説明」(IFRS実務記述書第1号「経営者による説明」の修正案)の公表

(2021年5月27日)

IASBは、経営者による説明を作成する企業のための包括的なフレームワーク案を公表しました。本修正案には以下の内容が含まれます。

- 経営者による説明の目的
- 内容領域(右図①～⑥)の開示目的
- 企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に不可欠となる主要な事項に焦点を当てる要求事項
- 主要な事項や重要性のある情報を識別するためのガイダンス など

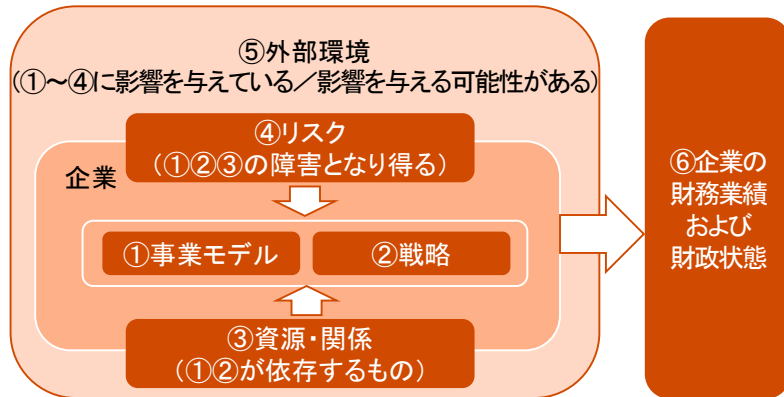
- ・主たる目的
- ・評価目的
- ・具体的な目的

なお、IFRS実務記述書はIFRS基準を構成するものではないため、適用は強制されません。

コメントの提出期限は2021年11月23日です。

ESG報告などにおいて、本修正案や今後設定されるサステナビリティ報告基準が有用となる可能性があるとしてされています

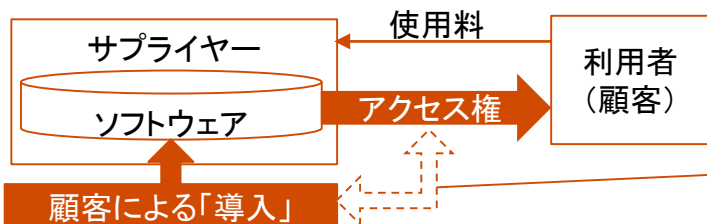
経営者による説明における6つの内容領域の関係



アジェンダ決定「クラウド・コンピューティング契約におけるコンフィギュレーションまたはカスタマイゼーションのコスト(IAS 第38号「無形資産」)」の公表

(2021年4月27日)

IFRS解釈指針委員会は、サービスとしてのソフトウェア(SaaS)契約における、コンフィギュレーションまたはカスタマイゼーション(導入)のコストに関する利用者(顧客)の会計処理について、アジェンダ決定(IFRS基準の要求事項の追加・修正ではない)を公表しました。



論点② (無形資産を認識しない場合)顧客はいつ費用として認識するか(サプライヤーまたはその受託者が導入を行う場合)

アクセス権と導入の関係	別個である	導入を行った時点で費用認識
	別個でない	アクセス可能な期間にわたり費用認識

論点① 顧客は導入のコストを無形資産として認識するか
・ 判断は導入の性質・アウトプットに依存する

(他の第三者が導入を行う場合)
・ 導入を行った時点で費用認識

その他のIFRS関連ニュース (2021年4月～6月)

公開草案「交換可能性の欠如」(IAS 第21号「外国為替レート変動の影響」の修正案)の公表

(2021年4月20日)

一部の法域では、自国の通貨と他の通貨の交換可能性が長期的に欠如している状況にあります。IASBは、長期にわたり2つの通貨が交換可能でない場合に適用すべき会計処理を示すため、以下の内容を含むIAS第21号の修正案を公表しました。

- 2つの通貨間の交換可能性の評価
(=どのような場合に交換可能でないのか)
- 通貨が交換可能でない場合に使用する直物為替レートの見積方法
- 通貨が交換可能でない場合における開示

コメントの提出期限は2021年9月1日です。

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正の公表

(2021年6月7日)

金融庁は、IASBが2021年3月31日までに公表した国際会計基準を連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準とする改正を公表しました。

主な会計基準は以下のとおりです。

- 「金利指標改革フェーズ2」(IFRS第9号「金融商品」などの修正)
- 「2021年6月30日より後の新型コロナウイルス感染症に関連した賃料減免」(IFRS第16号「リース」の修正)

本指定は、2021年6月7日から適用されます。

公開草案「IFRSサステナビリティ基準を設定する国際サステナビリティ基準審議会を設立するためのIFRS財団定款の目的を絞った修正案」の公表

(2021年4月30日)

IFRS財団評議員会(評議員会)は、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)を設立するため、以下の内容を含むIFRS財団の定款の修正案を公表しました。

- IFRS財団のガバナンス構造の下でIASBと別にISSBを設立するためにIFRS財団の目的を拡張
- ISSBの構造(理事の人数・地域別の配分、専門的能力・経験の要件など)
- ISSBの機能(適切なプロセスに従ったIFRSサステナビリティ基準などの作成・公表)

コメントの提出期限は2021年7月29日です。

また、評議員会は、2020年9月に公表した「サステナビリティ報告に関する協議ペーパー」への反応と、それに対する評議員会の対応をまとめた「フィードバック・ステートメント」を公表しました。

IFRS財団評議員に河野正道氏を指名

(2021年5月28日)

IFRS財団評議員会は、2021年7月1日付で、河野正道氏をIFRS財団評議員に指名しました。河野氏は、元金融庁金融国際審議官で、IFRS財団評議員会を監視するモニタリング・ボードの議長を務めた経験を有し、現在、経済協力開発機構(OECD)の事務次長を務めています。

IFRS財団評議員には、日本からは、増一行氏(三菱商事株式会社代表取締役常務執行役員・CFO)も就任しています。

How PwC can help

PwCがお手伝いできること

IFRS導入支援	グローバル勘定科目 統一支援	内部監査支援	決算期統一・ 決算早期化支援
全面的なIFRS コンバージョン 支援から、特定 領域のみのアド バイザリーまで幅 広くご支援します。	経営情報の比較 可能性向上と業 務効率化のため、 勘定科目の整備 と会計マニュアル の作成をご支援 します。	アドバイスから、 リソースの提供、 アウトソーシング まで、クライアント の体制とニーズに 適した関与形態で ご支援します。	決算早期化の 阻害要因を解決 し、マネジメント サイクルの統一 をご支援します。



日本企業をとりまく状況
グローバル化の進展・加速

海外子会社とのコミュニケーション/協働体制を推進する必要性
グローバル経営管理体制の強化/再構築の必要性

企業買収・再編関連 会計アドバイザリー	経理人材育成 の研修支援	海外進出の 総合支援	複雑な会計領域 のアドバイス
M&Aなどの取引 実行前段階から 実行後段階まで、 全ての場面で 会計アドバイスを 提供します。	クライアントの ニーズに合致した カスタマイズした 研修を提供して、 経理人材の育成 を支援します。	海外進出に当たり、 現地調査から 設立手続きまで 総合的に支援し ます。	複雑な会計領域 について、戦略的 な会計処理を ご提案します。

Contact us

PwC Japanグループの主な法人

PwCあらた有限責任監査法人

PwC京都監査法人

PwCコンサルティング合同会社

PwCアドバイザリー合同会社

PwC税理士法人

PwC弁護士法人

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファーム
およびそれらの関連会社の総称です。各法人は独立して事業を行い、
相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、コンサルティング、
ディールアドバイザリー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。

PwC Japan IFRS ウェブサイト:

<https://www.pwc.com/jp/ja/ifrs.html>

Viewpoint (IFRSの基準書や総合的な情報提供ウェブサイト):

<https://viewpoint.pwc.com/jp/ja.html>

PwC Japan IFRS プロジェクト室:

E-mail: jp_aarata_ifrsprojectoffice-mbx@pwc.com